

宮城県丸森町から外国人である申立人父の母国の実家に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、申立人らの避難の状況、自宅周辺の放射線量等を考慮し、平成24年10月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。

1401

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 避難費用（宿泊謝礼）
（平成24年7月1日から同年10月末日）
- イ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成23年4月1日から平成24年10月末日）
- ウ 教育費
（平成23年4月1日から平成24年10月末日）
- エ 生命身体損害（通院交通費）
（平成24年7月1日から同年10月末日）
- オ 就労不能損害
（平成24年2月1日から同年7月末日）
- カ 避難雑費
（平成24年7月1日から同年10月末日）

第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,541,280円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 避難費用（宿泊謝礼）	200,000円
イ 生活費増加費用（家財道具購入費用）	150,000円
ウ 教育費	45,000円
エ 生命身体損害（通院交通費）	46,268円
オ 就労不能損害	1,860,012円
カ 避難雑費	240,000円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年6月18日

(仲介委員 森居秀彰)